

件名	愛媛県窯業技術センター整備基金条例
主管課	産業創出課
根拠法令等	電源立地地域対策交付金交付規則
<p><b>【制定の概要】</b></p> <p>老朽化・狭あい化が進む窯業技術センター（昭和 37 年建設）は、「窯業技術センターあり方検討委員会」の「移転建替」が望ましい旨の報告書に基づき、研究開発分析機能を重点強化し、地元市町や産地組合と役割分担を図り、重層的な連携体制を構築できる新たな窯業技術センターの整備を進めている。</p> <p>電源立地地域対策交付金を効果的に活用し、窯業技術センターの整備に要する経費の財源に充てるため、窯業技術センター整備基金を設置する条例を制定する。</p> <p><b>【条例の概要】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 積立て額 一般会計歳入歳出予算で定める額</li> <li>2 管理 基金に属する現金は、金融機関への預金等により保管</li> <li>3 運用益金の処理 基金運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入する。</li> <li>4 処分 目的を達成するための事業に要する経費に充てるために処分ができる。</li> </ol>	
施行日	平成 29 年 4 月 1 日
<p><b>【その他参考事項】</b></p>	